

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月13日発行

Vol.92



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HP「フォトレポ南相馬」より

2/2

小高区の課題や状況の説明会

小高区の住民を対象にした市民説明会は、西部、中部、東部の3地区に分け、サンライフ南相馬で行いました。

初回となる西部地区の説明会では約200人が参加し、地域の課題や復旧の状況などを説明に耳を傾けたほか、環境省が除染の進め方を示して仮置き場の設置に理解を求めました。



ほぼ満席の会場



あいさつする桜井市長



配布資料を見詰める参加者



質問する参加者



市や環境省への質問



質問に答える市長

目次

●南相馬市HP「フォトレポ南相馬」より

- ・小高区の課題や状況の説明会 -- 1
- ・伝統絶やさぬ決意
「民俗芸能発表会」----- 2
- ・津波注意報
児童144人が一時避難 ---- 2

●「みなみそうまチャンネル」より

- ・写真で見る南相馬
～2012年12月小高区～ -- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 11
- 大熊町 ----- 13
- いわき市 ----- 14
- 福島県 ----- 15

●三条市News

- ・双葉町長選挙の不在者投票 ---- 16

●交流ルームひばり通信

- ・編み物教室のお知らせ ----- 17
- ・求人のお知らせ ----- 17
- ・燕市と三条市の避難者合同イベント
【ボウリング】親睦会 ----- 18

2/3 伝統絶やさぬ決意 「民俗芸能発表会」

市内各地に伝わる民俗芸能を披露する「民俗芸能発表会」が南相馬市民文化会館で2年ぶりに開催されました。

出演したのは小高区の吉名神楽保存会や鹿島区の下町子供手踊り保存会など6団体で、継承されてきた民俗芸能を熱演し、伝統を絶やさない意気込みを伝えました。



神楽
吉名神楽保存会(小高区)



子供手踊り
下町子供手踊り保存会(鹿島区)



田植踊り
村上田植踊り保存会(小高区)



相馬流山踊り
相馬農業高等学校(原町区)



神楽
陣ヶ崎芸能保存会(原町区)



おいとこ
馬場芸能保存会(原町区)

2/6 津波注意報 児童144人が一時避難

南太平洋のソロモン諸島沖で発生した地震によって発表された津波注意報を受けて、小高、鹿島、原町の各区で1カ所ずつ避難所を設けました。

このうち鹿島区の万葉ふれあいセンターには最大で鹿島小児童144人と教員が一時避難しました。保護者には避難状況と送迎のメールを送り、避難した児童は保護者を待つ間、宿題に取り組んでいました。



注意を呼び掛ける消防車両



対策本部会議を緊急招集



消防団なども集合



宿題に取り組む避難児童

「みなみそうまチャンネル」より 写真で見る南相馬 ~2012年12月小高区~



小高駅



小高駅駐輪場
今でも置かれたままの自転車



小高駅前



小高駅前
倒壊家屋の撤去は現在も行われている



電車が通らなくなった常磐線



仲川原田地内
ボランティアで農地の清掃作業を行っている地元の方々



浦尻地内
少しずつ復旧工事が進んでいる



主を失った車たちは今なお…



小高区と浪江町の境界付近
立ち入り制限をしている検問ゲート



福浦小学校



村上排水機場



塚原地内
環境省が進めている仮置き場。現在はほぼ完成





南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2013.2.7現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	6,812	群馬県	321	兵庫県	42	富山県	11	佐賀県	4
宮城県	2,743	山梨県	132	京都府	39	三重県	10	熊本県	4
山形県	1,205	秋田県	105	福井県	38	島根県	10	奈良県	3
新潟県	1,103	北海道	105	石川県	35	長崎県	9	山口県	-
東京都	924	長野県	102	沖縄県	29	愛媛県	8	徳島県	-
埼玉県	841	岩手県	95	岐阜県	17	大分県	6	宮崎県	-
茨城県	745	静岡県	86	滋賀県	16	鳥取県	5	鹿児島県	-
千葉県	586	愛知県	52	広島県	16	香川県	5	※海外	14
栃木県	533	大阪府	46	岡山県	12	和歌山県	4	合計	17,444
神奈川県	511	青森県	44	福岡県	12	高知県	4	(1/31)	17,504

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,801	喜多方市	88	棚倉町	24	金山町	7	浅川町	2
福島市	1,673	会津坂下町	63	三春町	22	矢祭町	6	矢吹町	1
いわき市	756	南会津町	58	下郷町	16	石川町	6	広野町	1
郡山市	620	猪苗代町	45	西会津町	15	北塩原村	5	飯舘村	1
会津若松市	421	本宮市	42	磐梯町	14	玉川村	5	合計	6,812
新地町	379	西郷村	36	会津美里町	12	古殿町	5		
二本松市	154	川俣町	36	小野町	12	平田村	3		
伊達市	148	鏡石町	32	国見町	9	天栄村	2		
須賀川市	110	田村市	30	大玉村	7	泉崎村	2		
白河市	108	桑折町	26	只見町	7	鮫川村	2		



南相馬市

みなみそうまチャンネル

Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

番組内容 [2月11日～]

パソコン視聴

1. オープニング&今週の番組
2. ガンバレシブ第34回 ロールキャベツ
3. 第4回ざっくばらんに話しすっぺ Part1
4. 東大生が教えてくれるわくわく実験教室
5. 仮設住宅通信～冬季の心得～
6. インフルエンザ予防
7. 波乗り体操

アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組
2. ガンバレシブ第33回 かぼちゃのプリン
3. もとまつり かえっこバザール2013
4. みんかつ第19回「ARTS for HOPE」
5. 市長訪問報告
6. インフルエンザ予防
7. ノリノリ体操



みなみそうまチャンネルは、
交流ルームひばりのパソコンとテレビでもご覧いただけます。

南相馬市除染実施計画(第2版)の策定について

2月1日HP更新

市では、昨年1月1日に全面施行された放射性物質汚染対処特別措置法の要件を満たすため、南相馬市除染計画(第1版)を改定し、南相馬市除染実施計画(第2版)を策定しました。

また、南相馬市除染計画(第1版)に基づき除染を実施してきましたが、放射性物質による人の健康に及ぼす影響への不安から、除染により生じる除去土壌等を保管する仮置場等の設置が進まずスケジュールに遅れが生じています。このことから、現状に合致した計画に改めました。市民一人ひとりが、将来に向けて夢と希望を抱き、安心して住み続けることができる環境を取り戻すため、除染を進めていきます。

※除染実施計画【第2版】はホームページでご覧いただけます。

除染実施計画(第2版)とパンフレットを今週号に添付しました。

※南相馬市の原町区と鹿島区の世帯のみ

問い合わせ

復興企画部 除染対策課

TEL 0244-24-5257

南相馬市復興計画等の進捗状況について

2月4日HP更新

○進捗状況の概要(1月16日現在)

(旧警戒区域内)

除染や災害廃棄物処理については、国においてそれぞれの仮置き場設置が計画どおり進まず、遅れている。道路、水道、下水道などの生活インフラについては、平成24年度中に応急復旧を終える予定で、ほぼ計画通りに進捗している。小中学校や生涯学習施設、スポーツ施設は平成25年8月末を目途に復旧工事が完了する予定。

(旧警戒区域外)

除染については、山際で仮置き場の同意を得た5行政区から除染が開始されているが、他の地区については、仮置き場の設置が決まらず遅れている。1月12日に北泉行政区において住民説明会を開催した。水道、下水道については、本復旧を終え、道路は被災道路122路線のうち73路線が本復旧を完了した。また、防災集団移転事業は、希望住宅団地ごとにワークショップを開催し、早い地区で平成25年7月頃から順次分譲が開始できるよう進め、災害公営住宅は、地震により家屋が半壊以上の被害を受けた世帯に対し入居希望のアンケートを送付し集計中。また、津波被災者に対して、再度、電話による確認作業を実施するなどし、全体の必要な戸数と敷地面積を把握するとともに、1月24、25、26日の3日間で入居希望者への配置案、家賃の概要などについて説明会を開催。早いところで平成25年9月から供用開始ができるよう推進している。生活インフラはほぼ計画通りに進捗しているが、ほ場整備に関連する事業については、事業同意の関係から遅れている。

※詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ

復興企画部 企画課

TEL 0244-24-5358

平成25年度(平成24年分) 市民税・県民税 申告相談会を開催します

2月12日HP更新

市では、下記のとおり平成25年度(平成24年分)の市民税・県民税の申告相談会を開催します。

申告が必要な方

●平成25年1月1日現在、市内に住所がある方で、次のいずれかに該当する方

1. 商品小売、保険外交などの事業による所得や、農業、地代・家賃、配当などの所得があった方
2. 給与所得以外に各種所得があった方(小売業、保険外交、農業、不動産、配当など)
3. 2カ所以上から給与の受け取りがあった方
4. 給与所得のみで勤務先から南相馬市へ給与支払報告書が提出されていない方
5. 給与所得のみで勤務先で年末調整を受けていない方(年の途中で退職した、給与が日払いであるなど)

●平成24年中に収入がなかった方

各種証明の発行、福祉関係の手続きのために申告が必要となります。

●平成24年中に南相馬市に転入された方

前年の収入状況について、申告をお願いしております。

●公的年金所得者

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告の提出は不要です。(所得税の還付申告を受ける場合は確定申告書を提出することになります)

※ただし、次の方は市民税・県民税の申告が必要となります。

1. 市民税・県民税において、各種控除の適用を受ける方
2. 公的年金以外の所得がある方

申告の必要のない方

1. 所得税の確定申告をした方、または確定申告をされる予定の方
2. 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整された方
3. 収入が公的年金のみの方で、各種所得控除を受けない方

申告に必要なもの

1. 印鑑、筆記用具、電卓、郵送された市民税・県民税申告書
(申告書がない場合は、申告会場に用意しています。)
2. 給与・公的年金等の源泉徴収票や給与明細など、平成24年中の収入が分かる書類
3. 営業、農業、不動産所得のある方は、収支の分かるものや帳簿類
4. 平成24年中に支払った生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費などの領収書
5. 平成24年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料や国民年金保険料などの領収書や市発行の「社会保険料控除対象額のお知らせ」
6. 寄付金控除を受ける方は、寄付先が発行する寄付金受領証明書
7. 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所が発行する障害者控除対象者認定書
8. 東京電力(株)から就労不能補償や事業所得の減収分に対する賠償金の支払いを受けている場合は、その明細書や賠償金額の分かるもの

次ページへ続きます 

申告相談会の日程

期 間	場 所	受付時間
2/12(火)～2/27(水) ※平日のみ開催 ※ただし、2/24(日)は開催	サンライフ南相馬【集会室】 (住所:南相馬市原町区小川町322-1)	○午前の部 午前9時～午前11時
3/1(金)～3/15(金) ※平日のみ開催 ※ただし、3/10(日)は開催	万葉ふれあいセンター【大会議室】 (住所:南相馬市鹿島区寺内字迎田22)	○午後の部 午後1時～午後4時

※ 上記の申告期間中は、南相馬市役所税務課市民税係および鹿島区役所市民福祉課税務係の窓口では申告相談や申告書の提出はできません。申告会場において手続きをしてください。

※ 2月28日(木)は会場準備のため、申告相談や申告書提出はできません。

※ 正午から午後1時までは、申告相談を行っておりません。また、午前中の来場者が多い場合は、申告相談を午後にしていただくことがありますのでご了承ください。

※ 上記の市民税・県民税申告相談会場では、所得税の確定申告書作成会も開催しております。

ただし、青色申告、所得控除に雑損控除がある方の確定申告、土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、消費税の確定申告の方の受け付けはしておりません。該当される方は、相馬税務署開催の相談会場をご利用ください。

申告会場に来られない方へ

避難されている方など、申告会場に来ることができない場合は、郵送で市民税・県民税申告書を提出することができますが、次のことにご注意ください。また、書き方がわからない場合は参考資料として前年度の市民税・県民税申告書などの写しを送付することができますので、希望される方は、南相馬市役所税務課市民税係(電話:0244-24-5226)へご連絡ください。

給与・公的年金収入のあった方	○源泉徴収票のコピーを添付してください。 ○各種控除(生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、寄付金税額控除など)を受けるための証明書、領収書のコピー ※申告書に同封してください(のり付けしないでください)
営業・農業・不動産所得のあった方	市民税・県民税申告書のうら面の「所得の内訳」欄に明細を記入してから、おもて面に転記してください。農業所得の方は別紙「収支内訳書(農業所得用)」を作成し、同封してください。
収入のなかった方	市民税・県民税申告書うら面の「1. 所得のなかった方の記入欄」の該当する項目を記入してください。
確定申告書を提出する方	○市民税・県民税申告書のおもて面余白に「確定申告書提出」と記入して提出してください。 ○避難されている方は、避難先の最寄りの税務署が開催する確定申告書作成会場において申告手続きができます。

問い合わせ

税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226



浪江町からのお知らせ

福島県借上げ住宅【特例】制度の受付延長

2月5日HP更新

福島県借上げ住宅特例措置の受付期間について、福島県から**平成25年4月までに入居可能な物件(福島県内の民間賃貸住宅)**についても**対象**となる旨の連絡がありましたので、お知らせします。

なお、5月以降の受け付けについては、現在、明確な結論が出ていません。通知がありましたら、改めてお知らせします。

また、住み替え(福島県内から福島県内、福島県外から福島県内への移動に限る)につきましても、特別な事情がある場合に、**一度に限り(世帯分離も含む)認められます。**

問い合わせ

生活支援課 住宅支援係

TEL 0243-62-4736

東京電力が原子力損害賠償の時効の考え方を示しました

2月6日HP更新

東京電力への損害賠償請求においては、民法上の解釈によっては、事故発生時から起算して3年間(平成26年3月10日)で時効になる可能性があることから、当町では東京電力および関連省庁に対して、東京電力が時効を適用しないよう強く求めていたところでした。

今回、東京電力は、2月4日付けで「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」を発表し、時効に対して柔軟な対応をするとともに、ダイレクトメールの送付および、戸別訪問を実施するなどして未請求者が不利益を被らないよう対応を行うとしています。

東京電力による発表内容(一部抜粋)

弊社事故による損害賠償のご請求について、弊社といたしましては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、時効の援用をあらかじめ放棄できないとされている法的な限界が存在するなか、被害を受けられた方々のご心配を少しでも払拭できるよう、請求書やダイレクトメールの送付により時効が中断するという考え方をお示しするとともに、被害を受けられた方々に安心してご請求いただくための当社の対応方針について、2月4日に認定いただきました「総合特別事業計画」の改訂版にも明記させていただきました。

時効について詳しくは、東京電力のコールセンターにお問い合わせください。

問い合わせ

東京電力原子力補償相談室【コールセンター】

0120-926-404(受付時間 午前9時～午後9時)

浪江町役場 産業・賠償対策課(農業委員会) 賠償支援係

TEL 0243-62-0167

個人事業者(商工・農業者等)および中小法人の財物賠償に係る

賠償金請求の際にはご注意ください。

2月7日HP更新

昨年末より、個人事業者(商工・農業者等)および中小法人が所有していた償却資産および棚卸資産の損害賠償請求書「財物賠償に係る賠償金請求書 償却資産・棚卸資産」(以下請求書とします)が送付され、東京電力により請求の受け付けが開始されています。

請求書に同封されている「賠償金ご請求の解説」の25頁にも記載されていますが、個人事業者の償却資産については、定額賠償として50万円での賠償請求を選択することができるようになっています。【請求書8頁をご覧ください】

定額賠償での請求を行った場合には、併せて、「D7 費用の処理を行った少額資産※の情報」【請求書17頁をご覧ください】についての請求もすることができるようになっています。

少額資産は、帳簿(証明する書類)がない方についても、定額で10万円の賠償を受けることが可能になっています。(帳簿がある場合は帳簿に基づき請求額を計算します)

※「費用の処理を行った少額資産」とは、購入金額が小さく帳簿等に記載していない道具や工具などのことです。

帳簿(証明する書類)は無いが、それらの少額資産があったという方については、中段の「 費用処理を行った少額資産について、賠償の請求を行います。」にを入れて請求してください。

その際、下部にある、「帳簿価額の合計金額」を記入する必要はありません。

The image shows a portion of a claim form with two main sections: 'B 定額賠償のご請求' (Section B) and 'D7 費用処理を行った少額資産の情報' (Section D7). Red and blue annotations highlight key points:

- Section B:** A red box highlights the option to request a 50,000 yen fixed amount. A red arrow points to the '請求可' (Requestable) status.
- Section D7:** A blue box highlights the calculation for assets without books, showing a 100,000 yen fixed amount. A blue arrow points to the instruction that this amount can be requested without a ledger.
- Table:** A table titled '帳簿価額の合計金額' (Total Ledger Value) is shown with a large 'X' over it, indicating that this information is not required for the 100,000 yen fixed amount option.

上記の様に、50万円の定額賠償の請求を選択した場合でも、定額賠償(50万円)以外に賠償請求出来る可能性があります。請求書記入の際にはご注意ください。

問い合わせ

東京電力原子力補償相談室【コールセンター】

0120-926-404(受付時間 午前9時~午後9時)

浪江町役場 産業・賠償対策課(農業委員会) 農林水産係

TEL 0243-62-0167

町民の避難状況(平成25年1月31日現在)

2月8日HP更新

浪江町民の避難先(都道府県別、県内市町村別)の状況についてお知らせします。

都道府県別

	都道府県	人数		都道府県	人数		都道府県	人数		都道府県	人数
1	北海道	73	13	東京都	966	25	滋賀県	2	37	香川県	2
2	青森県	58	14	神奈川県	512	26	京都府	39	38	愛媛県	14
3	岩手県	32	15	新潟県	569	27	大阪府	61	39	高知県	7
4	宮城県	566	16	富山県	19	28	兵庫県	22	40	福岡県	21
5	秋田県	81	17	石川県	41	29	奈良県	5	41	佐賀県	5
6	山形県	247	18	福井県	12	30	和歌山県	-	42	長崎県	11
7	福島県	14,581	19	山梨県	70	31	鳥取県	1	43	熊本県	3
8	茨城県	839	20	長野県	58	32	島根県	10	44	大分県	4
9	栃木県	416	21	岐阜県	21	33	岡山県	16	45	宮崎県	7
10	群馬県	219	22	静岡県	83	34	広島県	15	46	鹿児島県	7
11	埼玉県	777	23	愛知県	35	35	山口県	1	47	沖縄県	32
12	千葉県	591	24	三重県	6	36	徳島県	1	48	国外	12
										合計	21,170
										県内避難者数	14,581
										県外避難者数	6,589

福島県内市町村別

	市町村名	人数		市町村名	人数		市町村名	人数		市町村名	人数
1	福島市	3,741	16	川俣町	128	31	三島町	2	46	浅川町	3
2	会津若松市	385	17	大玉村	27	32	金山町	2	47	古殿町	1
3	郡山市	1,635	18	鏡石町	24	33	昭和村	1	48	三春町	37
4	いわき市	2,201	19	天栄村	-	34	会津美里町	15	49	小野町	29
5	白河市	295	20	下郷町	3	35	西郷村	177	50	広野町	13
6	須賀川市	110	21	檜枝岐村	-	36	泉崎村	1	51	檜葉町	2
7	喜多方市	84	22	只見町	3	37	中島村	-	52	富岡町	-
8	相馬市	465	23	南会津町	17	38	矢吹町	31	53	川内村	2
9	二本松市	2,614	24	北塩原村	3	39	棚倉町	15	54	大熊町	-
10	田村市	45	25	西会津町	9	40	矢祭町	3	55	双葉町	-
11	南相馬市	993	26	磐梯町	3	41	塙町	10	56	浪江町	1
12	伊達市	115	27	猪苗代町	42	42	鮫川村	4	57	葛尾村	-
13	本宮市	757	28	会津坂下町	26	43	石川町	10	58	新地町	46
14	桑折町	412	29	湯川村	-	44	玉川村	5	59	飯舘村	-
15	国見町	16	30	柳津町	2	45	平田村	7		福島県内	9
										合計	14,581

問い合わせ

町民税務課 住民係

TEL 0243-62-0129

桑折町、福島市内の仮設住宅の空間放射線量測定結果(2月7日測定)

2月8日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	10/17 晴	10/31 晴	11/16 晴	11/30 曇	12/13 晴	12/28 曇	1/9 雪	1/23 晴	2/7 晴
桑折駅前仮設住宅(第一集会所)	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.11	0.08	0.09
桑折駅前仮設住宅(第二集会所)	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.10
桑折駅前仮設住宅(第三集会所)	0.14	0.14	0.12	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.11
宮代第二仮設住宅(集会所)	0.17	0.16	0.16	0.17	0.16	0.16	0.16	0.13	0.15
宮代第一仮設住宅(集会所)	0.19	0.20	0.19	0.20	0.19	0.19	0.19	0.13	0.15
北幹線第一仮設住宅(北集会所)	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.09
北幹線第一仮設住宅(南集会所)	0.13	0.12	0.12	0.12	0.11	0.12	0.12	0.10	0.10
笹谷東部仮設住宅(東集会所)	0.15	0.13	0.14	0.14	0.14	0.13	0.14	0.12	0.14
笹谷東部仮設住宅(西集会所)	0.20	0.20	0.19	0.20	0.21	0.21	0.19	0.18	0.18
南矢野目仮設住宅(北集会所)	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09
南矢野目仮設住宅(南集会所)	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08
森合仮設住宅(中央)	0.34	0.30	0.31	0.33	0.32	0.33	0.32	0.24	0.27
しのぶ台仮設住宅(階段掲示板前)	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.06	0.09
旧佐原小学校仮設住宅(談話室)	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05

問い合わせ

災害対策課 放射線対策係

TEL 0243-62-0152



双葉町からのお知らせ

福島県借上げ住宅への入居受付期限の延長について

2月8日HP更新

福島県災害対策本部から以下のとおり受付期限の延長の通知がありましたので、お知らせします。

●福島県借上げ住宅の特例措置による入居受付の期限については、**平成25年3月31日まで**とし、同日までに入居する物件のみ受け付けることとします。なお、県内から県内へ住み替える場合も含みます。

平成25年4月以降の受け付けについては、現在、明確な結論が出ていません。通知がありましたら改めてお知らせします。

●県外から県内への借上げ住宅に住み替える世帯についても、同様に特例措置による入居を引き続き受け付けます。

問い合わせ

双葉町総合受付コールセンター



0120-455-770

「包括請求」に関する質問/回答について

2月8日HP更新

問 避難指示区域の見直しが完了する前に不幸にして亡くなられた場合であっても、精神的損害は一括して受け取れるのか(帰還困難区域であれば5年分一人あたり600万円)。
9月25日から、区域見直しが完了する前であっても1年分を先行して支払いを受けることができるが、その受け取りの後、区域見直しが行われるまでの間に亡くなった場合であっても、帰還困難区域であれば、残りの4年分は遺族に受領する権利があると考えてよいか。

回答.(資源エネルギー庁)

精神的損害については、双葉町は区域見直しが未了であるため、平成24年6月1日時点において御存命であれば、包括請求に係る賠償額として、精神的損賠賠償が1年分支払われ、後日、区域の見直しに応じて追加分が支払われることとなります。

平成24年6月1日時点で御存命であった方が区域見直し前に亡くなられた場合は、

①生前にご本人が包括請求に合意された時点

または

②亡くなられた後に、御遺族がご本人分の包括請求に合意された時点

において、区域見直し後に当該区域に応じた賠償金額との差額を追加で受領することに合意することから、見直し後の区域が帰還困難区域であれば、残期間分(4年分)について、御遺族の方に支払われることとなります。(その際、お手続きが必要となります。)

問 平成24年6月以前に亡くなった場合は包括請求の対象外と聞いている。平成24年6月の根拠は何か。

回答.(東京電力)

精神的損害については、区域の見直し状況に応じて、「区域の見直し時点」または「平成24年6月1日(※)」のいずれか早い方の時点において請求権が発生するという考え方になります。

※区域の見直しが完了していない地域であっても、一定の範囲で一括してご請求いただけるお取り扱いの基準日を当社として6月1日と設定させていただいております。

問い合わせ

東京電力原子力補償相談室【コールセンター】

0120-926-404(受付時間 午前9時～午後9時)

町長職務代理者の設置について

2月8日HP更新

地方自治法第152条第1項の規定により平成25年2月12日から3月10日に執行される双葉町長選挙において、当選人が告知されるまでの間は、副町長の井上一芳が町長職務を代理することとなりますので、お知らせします。

なお、この期間中の各種証明書や通知書等は、職務代理者名での発行となります。

町民の皆さまにおかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 総務課

TEL 0480-73-6880(代)



大熊町からのお知らせ

所得申告についてのお願い

2月6日HP更新

東京電力(株)から支払われた賠償金を申告する際には「お支払い明細書」などの書類をご用意ください。書類を紛失などでご用意できない方は、お手数ですが東京電力(株)で開設している相談窓口や、福島原子力補償相談室(コールセンター)にお問い合わせください。

※所得申告日程および必要書類等については、広報おおくま2月1日号をご覧ください。

問い合わせ

東京電力原子力補償相談室【コールセンター】

 0120-926-404(受付時間 午前9時～午後9時)

■所得申告について

会津若松出張所 税務課

 0120-26-3844(代)

電子回覧板の終了とタブレット型端末のお申し込みについて

2月8日HP更新

現在ご利用いただいています大熊町電子回覧板(ソフトバンク社製フォトビジョン)は、平成25年3月28日(木)をもちまして、町からの情報配信を終了させていただきます。

なお、情報配信終了後も大熊町の懐かしい風景などをご覧いただけるよう、3月29日(金)は写真を配信します。この写真は4月1日以降もご覧いただくことができ、終了による電子回覧板端末の回収はいたしません。

また、町では電子回覧板に代わる情報配信および町民同士のきずなの再生を図ることを目的に、タブレット型情報端末の配布を計画しており、現在その申し込みを受け付けています。

配布は各避難先ごとに1台とし、対象となる方々には、すでに申込書をお送りしていますが、まだ申し込みをしていない方は、下記タブレット端末コールセンターまでご連絡ください。

問い合わせ

大熊町タブレットコールセンター

 0120-922-313



いわき市からのお知らせ

「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い2013」の開催について

2月6日HP更新

趣旨

東日本大震災から2年の節目を迎えるに当たり、犠牲になられた方々を追悼するとともに、世代を超えて震災の記憶を伝えつつ、復興への決意を全国に発信するため、「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い2013」を次のとおり執り行います。

この式典は、市を挙げて哀悼の意を表し、また、復興に向かう勇気と希望を市民の皆さまと分かち合う観点から、市民参加型の式典として、ご遺族はもとより幅広い市民の皆さまのご出席のもとに開催することとしておりますので、多くの方々のご来場をお願いします。

日時・会場

3月10日(日)午後2時45分～(午後1時30分開場予定)

いわき芸術文化交流館 アリオス 大ホール (いわき市平字三崎1番地の6)

内容(予定)

- (1) 開式の辞
- (2) 東日本大震災 いわき市犠牲者名簿 奉安
- (3) 黙とう
- (4) 式辞 いわき市長
- (5) 追悼の辞 ご遺族代表/いわき市議会議長
- (6) 献花 いわき市長/ご遺族代表/いわき市議会議長
- (7) 映像で振り返る「東日本大震災・いわき市の記録」
- (8) 追悼の祈りと復興への願い 福島県立湯本高等学校吹奏楽部による演奏
- (9) 閉式の辞
- (10) 自由献花(午後6時終了予定)

※ 事前の申し込みは不要です。また、ご出席に際しては、礼服でなくても結構です。

※ 駐車場に限りがあり、式典当日は、混雑が予想されますので、公共交通機関の利用または乗り合わせでのご来場をお願いします。

※ 自由献花は、ご遺族はもちろん、ご来場いただいた方はどなたでも献花することができます。また、献花の花は市が用意します。

※ 式典の様子は、ホームページからアクセスできます。

なお、映像は、式典当日の午後2時45分から接続・配信します。

※ 3月11日(月)午後2時46分に、全市的に1分間のサイレン吹鳴を行います。

※ このほか、3月10日(日)午後4時から、アリオス前の平中央公園において、犠牲者への追悼の意を表すとともに、福島の復興を誓うため、「キャンドルナイト希望のあかり in いわき」が、県いわき地方振興局の主催で開催されます。(記帳の受け付けは正午からです。)

問い合わせ

総務部 総務課

TEL 0246-22-7401



福島県からのお知らせ

警戒区域内における被災ペット(犬および猫)の一斉保護の結果について

2月7日HP更新

環境省と福島県は、これまでの保護活動や犬猫の生息状況調査等の結果を踏まえ、一斉保護を実施してきましたが、その結果について下記のとおりお知らせします。

一斉保護の実施

(1) 保護の継続について被災飼い主の意向調査の実施

一斉保護活動の実施に先立ち、これまで行政にペットの保護を依頼していたが、いまだ自らのペットの安否が不明な飼い主1,023人に対して、保護の継続について意向調査を実施したところ、330人が保護の継続を要望した。

(2) 実施地域

浪江町、双葉町、大熊町、富岡町(意向調査の結果、保護継続の要望があった被災飼い主の住所地周辺および行政に寄せられた目撃情報があった地域を中心に実施)

(3) 実施期間

- 平成24年9月7日(金)～10月2日(火)
- 平成24年12月3日(月)～12月21日(金)

(4) 実施方法

捕獲器と誘引餌を用いて保護を行った。

一斉保護の結果

(1) 犬および猫の保護数

犬 - 4頭
猫 - 216頭

(2) 保護地域の内訳

保護地域	保護頭数	
	犬	猫
浪江町	1	88
双葉町		34
大熊町	1	24
富岡町	2	70

保護された犬および猫の確認方法

保護された犬および猫は、**福島県動物救護本部**のホームページで確認できます。

<http://www.fuku-kyugo-honbu.org>

問い合わせ

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

TEL 03-3581-3351 内線(6652)

福島県 保健福祉部 食品生活衛生課

TEL 024-521-7245

双葉町長選挙

投票日は 3月10日(日)です。

三條市で不在者投票ができます！

双葉町から三條市に避難している方は、三條市選挙管理委員会で不在者投票ができます。

- 期間 **3月1日(金)～3月8日(金)**
- 時間 午前8時30分～午後5時30分(土・日を除く。)
- 場所 三條市選挙管理委員会 (三條市役所本庁舎3階)
※双葉町議会議員一般選挙の時と同じ場所です。

手続き方法

①投票用紙一式を請求する。

双葉町選挙管理委員会から届いた不在者投票用「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。(メールやFAXでは請求できません)

双葉町の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。請求してからは、双葉町で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

双葉町選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

告示日が2月28日(木)のため、投票用紙が届くのは**3月1日(金)以降**になります。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三條市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

双葉町に投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三條市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5511 内線320

「編み物教室」のお知らせ

この度、交流ルーム室内で、編み物教室を開催します！…と、いっても、堅苦しいものではなく、指導をして頂ける方は、同じ避難者の方です。

編み物をしながら世間話などをして、楽しんで頂けたらと思います。



左の写真はネックウォーマというものです。写真のものを作る予定です。

●準備していただく物

- 材料 純毛糸の極細または中細 1玉
- 用具 竹の4本編み棒 2～3号
- カギ針 2～3号

日時 **2月18日(月)・22日(金)** 午前10時10分～午後1時30分(予定)

注意：悪天候(大雪)の時は、日にちを変更する場合があります。
交流ルームひばりまでお問い合わせください。

* 予定は2日間ですが、要望があれば次回も予定しますので、お声を掛けてください。

求人のお知らせ

(株)ヨシモト工房A&Cさんから避難者の皆さんに、求人の話がありましたのでお知らせします。

ファッションアクセサリーの企画・製造の会社で、アクセサリー組み立て作業や石の糊付け作業などの仕事です。

⑨細かい作業のため視力の良い方に向いています。

詳しい内容は、今週号のチラシをご覧ください。



会社見学について

作業の様子などを見ながら担当者から説明してもらい、それから決めていただければと話がありました。

◆集合日時・場所 **2月22日(金)** 午後1時 交流ルームひばり

●人数把握のため、見学希望の方は、ひばりまで早めに連絡をしてください。

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30~18:00 [休館日] 毎週木曜日

燕市と三条市の避難者合同イベント 【ボウリング】親睦会



今回、燕市に避難されている方々に、一緒にボウリングをしませんか？と声をかけました。同じ新潟県に避難して来たのも何かの縁だと思います。

お隣の燕市に避難されている方々と一緒にボウリングをしながら、親睦を深めませんか！

もしかしたら、お知り合いの方がいるかもしれません。気が合う方に出会えるかもしれません。お話をするだけでも、気持ち的に違ふと思います。お互いの悩みや心配事、情報交換、何でもいいと思います。

身体を動かし、日頃のストレスをボウルにこめて、

ハジケましょう！！

親子での参加大歓迎です！

会場：三条サカイボウル（三条駅前付近）

開催日：2月23日（土）

集合場所・時間：サカイボウルに10時

ゲーム開始：10時20分ごろ

2ゲームを予定しています。

ゲーム代・靴代 合計：800円



問い合わせ

交流ルーム ひばり（総合福祉センター内）

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30～18:00 [休館日] 毎週木曜日

★2月17日（日）までに
ひばりにお申し込みください。

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0120-455-770	双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
大熊町	0120-26-3844	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
福島市	024-535-1111	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している世帯数（2013.2.13 現在）

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	40
南相馬市原町区	8
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	2
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
福島市	1
郡山市	11

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511